

株式会社大林組「上北小川原風力発電事業に係る環境影響評価準備書」  
に対する勧告について

平 3 1 年 4 月 1 2 日  
経 済 産 業 省  
商 務 情 報 政 策 局  
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「上北小川原風力発電事業に係る環境影響評価準備書」について、株式会社大林組に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 青森県上北郡六ヶ所村
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出 力 : 最大21,600kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成25年 3月19日
意見の概要等受理	平成25年 8月 5日
青森県知事意見受理	平成25年11月 1日
経済産業大臣通知発出	平成25年11月15日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成30年 8月 1日
意見の概要等受理	平成30年10月10日
青森県知事意見受理	平成31年 2月 6日
環境大臣意見受理	平成31年 2月14日
経済産業大臣勧告発出	平成31年 4月12日

問合せ先: 電力安全課 高須賀、須之内、常泉  
電 話: 03-3501-1742(直通)

## 1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- ア. 2. (1)イ、(2)ウに基づき、事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- イ. アの追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュール及び方法、専門家等の助言並びに検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、客観性及び透明性を確保すること。
- ウ. 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視等の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

## 2. 各論

### (1) 風車の影による環境影響

風力発電設備の設置予定場所の近隣には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響が懸念される。

このため、以下の措置を講ずること。

- ア. 評価書の作成までに、風力発電設備の配置・基数及び機種について、更に詳細な検討を行うとともに、それらの検討を踏まえ、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて、稼働停止を含む環境保全措置を検討・実施すること。また、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、参照値を超過する住居への事前説明を実施すること。
- イ. 適切に事後調査を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、稼働停止等を含む追加的な環境保全措置を講ずること。

### (2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、複数のオジロワシのペアを始めとした希少猛禽類の生息が確認されており、特に対象事業実施区域の北側の鷹架沼はこれら希少猛禽類の採餌場となっており、飛翔が高い頻度で確認されていることから、これら鳥類への重大な影響が懸念される。

このため、本事業による重要な鳥類に対する影響を回避・低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- ア. 3号機について、周辺でオジロワシの飛翔が高い頻度で確認されているとともに、北側の斜面付近ではオジロワシの旋回が多く確認されていることから、当該

鳥類の風力発電設備への衝突を回避するため、配置の再検討を行い、北側の斜面から可能な限り離隔を確保すること。

イ. オジロワシのバードストライクの発生を低減するため、ブレード塗装等鳥類からの視認性を高める措置を設備稼働前に講ずること。

ウ. バードストライクに関する事後調査を適切に実施し、オジロワシ等の重要な鳥類の衝突・接近等重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、稼働停止等を含む追加的な環境保全措置を講ずること。

エ. 稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について事前に定め、オジロワシ等の重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置、損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、傷病個体の救命及び関係機関による原因分析への協力を行うこと。

### (3) 植物及び生態系に対する影響

ア. 改変区域には、ニホンツキノワグマ及びニホンカモシカの生息環境である樹林が含まれていることから、これらの種への影響について樹林環境と改変区域を重ね合わせる等適切に予測及び評価を行うこと。

イ. 植物について、リュウノヒゲモ、ミクリ等は水辺環境に生育する種であることから、「濁水の流入による生育環境の悪化」による影響について予測及び評価を行うこと。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。